

一般財団法人日本語教育振興協会  
平成31年度事業計画

**I 日本語教育機関の質保証のための評価事業の推進**

- 1 日本語教育機関の教育活動及び運営全般の質的水準の向上を図るため、質保証システムとして、教育活動評価事業（大項目 10、小項目 32）及び第三者評価事業（大項目 15、小項目 100）を実施する。
- 2 IS029991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）の認証機関と連携し、当協会の第三者評価事業と IS029991 の同時申請による認証取得を支援する。
- 3 教育活動評価事業及び第三者評価事業の受審率向上のための取組みとして、解説資料の整備や説明会の充実を図り、質保証システムとしての評価事業の普及に努める。

**II 日本語教育機関の水準向上のための研修会・研究会等の開催**

- 1 文化庁委託事業「2019 年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」の初任教員研修と主任教員研修を受託して2年目の事業を実施する。
- 2 日本語教育機関の役員、教員、事務職員を始め広く大学・専門学校の教職員、日本語教育に関心を持つ者も対象として、日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図るため、研修の見直し・改善を図り、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。
  - ① 日本語教育機関トップセミナー
  - ② 日本語学校教育研究大会
  - ③ 専門能力開発研修
  - ④ 日本語教育機関事務統括職員研修会
  - ⑤ 生活指導担当者研修
  - ⑥ 申請取次者講習会

**III 日本語教育機関の支援事業**

**1 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進・在籍管理**

- (1) 留学生の適正な受入れを促進するため、内外の関係機関と密接な協議を行う。
- (2) 新たな中国の認証機関と引き続き協議を進め、必要な認証項目についてその実現を図る。  
また、当協会とベトナム教育訓練省国際教育協力局との間で協定し実施しているベトナムの認証システムの一層の利用促進を図り、定着化を推進する。
- (3) 日本語能力試験の早期成績照会について、入国審査の手続が早期に行えるよう、（独）国際交流基金及び（公財）日本国際教育支援協会の協力を得て、実施する。
- (4) 最近のベトナム、ネパール等の留学生受入れ急増や所在不明・刑法犯の発生の状況を考慮し、留学生の募集・選考、在籍管理等のより一層の適正化を促進する。  
また、在日ベトナム社会主義共和国大使館と共催で、東京地区においてベトナム人留学生合同オリエンテーションを実施する。
- (5) 留学生の福利厚生支援として、日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償、疾病補償」を促進し、加入希望者の取りまとめを行う。

## 2 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報提供

- (1) 当協会の各種活動や維持会員校の取組が広く社会に認知されるように、広報体制を充実させ、情報発信力・広報力の強化を図る。
- (2) インターネット等により日本語教育機関及び日本語教育に関する最新情報の発信を拡充する。
- (3) 『協会ニュース』の冊子体での刊行を廃止して、協会ホームページ及びメール配信により迅速に情報提供する。

## 3 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

- (1) 日本語教育機関の実態調査については調査項目の見直しを行った上で実施し、その調査結果の概要を作成・配布する。
- (2) 日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。

## 4 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

- (1) 大学、専門学校の関係団体と留学生の受入れ、進学、日本語教育、在籍管理等について具体的な協議を進め、連携事業に取り組む。
- (2) 大学の日本語専攻学生の教育実習の受入れ及び学生交流を推進する。
- (3) ビジネス日本語を始め、看護師・介護福祉士・IT人材、技能実習生、特定技能外国人、定住者・その子弟等の日本語教育について、企業、地方公共団体、関係各省・関係機関との連携を推進する。

## 5 維持会員活動等に対する支援

- (1) 地区維持会員協議会を開催する。
- (2) 各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。
- (3) 日振協ビジネス日本語準拠プログラムの基準に適合するプログラムを登録する事業を一層推進する。
- (4) 日本語教育機関の各種学校化について、希望する日本語教育機関と当協会が協力して、その実現を目指し関係都道府県に具体的に働きかける。
- (5) 維持会員及び準会員の日本語教育機関における日本語教師の採用を支援するため、当協会ホームページの日本語教師求人情報ページを運用する。

## IV その他目的を達成するために必要な取組み

### 1 日本語教育推進議員連盟への働きかけ

日本語教育推進議員連盟が制定を目指す日本語教育の推進に関する法律案について、その早期成立を要望するとともに、日本語教育機関の制度の整備の推進に努める。

### 2 会員の確保

維持会員、準会員及び賛助会員の更なる確保に努める。